

証券コード：6048

平成27年11月11日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田二丁目30番4号

株式会社デザインワン・ジャパン

代表取締役社長

高 島 靖 雄

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成27年11月26日（木曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成27年11月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第10期（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | | 取締役の報酬額改定の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.designone.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税増税による消費の落ち込みがみられたものの、政府による経済政策や日銀の金融緩和を背景とする企業収益の改善、円安株高傾向により、緩やかな回復基調が継続しております。一方で、中国の景気減速懸念を主因とした世界的な景気減速の懸念も浮上しております。

スマートフォンの普及につきましては、株式会社MM総研発表の「2014年国内携帯電話端末出荷概況（2015年2月）」によれば、平成26年12月末におけるスマートフォンの契約数は6,544万件(普及率52.3%)にまで拡大しており、その浸透が進んでおります。スマートフォン普及に伴って、店舗・企業のO2Oに対する関心・注目の高まり、スマートフォン経由のトランザクションの増加が期待され、当社の属するO2O市場の更なる拡大が期待されます。

また、当社が関連するインターネット広告市場においては、平成26年の広告費が1兆519億円(前年同期比112.1%)と初めて1兆円を超え(株式会社電通「2014年 日本の広告費」(2015年2月))、今後も高い成長が見込まれております。

このような経営環境のもと、当社は「Webマーケティング技術」や「システム開発力」を活かし、地域情報口コミサイト「エキテン」を中心にサービスを提供して参りました。

当事業年度においては、主力事業である地域情報口コミサイト「エキテン」の登録店舗獲得のためのテレマーケティングや大手学習塾を中心とした法人営業等の事業運営体制の強化に加え、ネット予約管理システム「エキテンかんたん予約」及びAndroid版「エキテンアプリ」をリリースするなど、ユーザー向けサービスの改善・向上に注力して参りました。また、店舗会員がユーザーに対し、より多くの情報を発信することが出来るよう新たなオプションプランの提供を開始いたしました。これらの施策が奏功し、当事業年度末における「エキテン」の無料店舗会員数は87,222店舗、有料店舗会員数は11,030店舗(前事業年度末比3,818店舗増加)となりました(販促のための有料掲載サービス利用料金の無料適用先は、無料店舗会員数に含んでおります)。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高919,933千円（前事業年度比68.7%増）となり、業務拡大のための人材の採用・教育費及び人員増により人件費等が増加したものの、営業利益354,593千円（前事業年度比118.1%増）、新規上場に伴う株式公開費用が発生したものの、経常利益345,422千円（前事業年度末比110.4%増）、当期純利益210,634千円（前事業年度末比111.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社の当事業年度における設備投資総額は、11,065千円であります。その主なものはソフトウェアであります。

(3) 資金調達の状況

平成27年4月30日の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、以下のとおり、公募増資による新株式発行及び第三者割当増資により、総額1,239,700千円の資金調達を行いました。

区分	発行株式数	1株当たり 発行価額	調達金額	払込期日
公募増資	400,000株	2,530円	1,012,000千円	平成27年4月28日
第三者割当増資	90,000株	2,530円	227,700千円	平成27年5月27日

(4) 対処すべき課題

① 既存事業の規模拡大

当社は、地域情報口コミサイト「エキテン」の運営を中核にインターネットメディア事業を展開しております。日本における全店舗数と比較すると「エキテン」への有料掲載数はまだ少なく、当社のサービスは成長途上にあるといえます。店舗へ提供するサービスの充実化を図ることで、有料店舗会員数の増加及び有料掲載業種の網羅性の向上を図り業績の拡大に努めて参ります。また、スマートフォンをはじめとするデバイスの進化等のインターネットを取り巻く環境の変化及びそれに伴うインターネットユーザーのニーズ変化に迅速に対応し、インターネットユーザーに選ばれるサービスとすべく利便性及び満足度の向上に努めて参ります。

② サイトの信頼性確保への対応

当社は、ユーザーが安心して利用できるサービスを提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。「エキテン」

では、店舗の運営者自身が登録する詳細な店舗情報、店舗利用者が投稿する口コミ等を、インターネットを通してユーザーに提供しておりますが、サイト運営者の立場から、ユーザーが安心して利用できるようにサイトの健全性や信頼性を継続的に強化していくことが必要であると考えております。各種法令やその制定趣旨に鑑みた当社独自の審査基準の見直しや審査体制の強化など、信頼性確保の取り組みを継続的に実施して参ります。

③ 新規事業の展開

当社は、店舗からの「エキテン」掲載料収入及びアドネットワーク事業者からの広告料収入を主な収益源としておりますが、「エキテン」の事業拡大に伴い、エキテンへの依存度の高さが課題となっております。「エキテン」以外の収益基盤を確立するためにも、既存事業の周辺を含む様々な分野への事業展開により、収益源の多様化を図ってまいります。

④ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社の事業拡大及び成長のためには、専門性を有する優秀な人材を継続的に確保していくこと、既存社員の育成強化、並びに組織力の強化が不可欠であります。当社では、業容拡大に伴い引き続き採用活動を行っていくと同時に、人事評価制度や教育研修制度の改定・整備・充実により、優秀な人材を確保し重要な人材の流出を防ぐことで、組織力の強化に取り組んで参ります。

⑤ システムセキュリティ及び安定性の確保

当社は、サービスをインターネット上において提供しているため、安定した事業運営を行うためには、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ・開発・保守管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。今後も、エキテンの事業規模拡大に伴うアクセス数の増加等に対応できるよう、適時適切な設備投資等によりシステムセキュリティの維持、保守管理体制の整備及び安定性確保に取り組んで参ります。

⑥ 情報管理の強化

平成25年2月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理体制の強化、定期的なチェック及び従業員への社内教育を行っております。今後も引き続き、継続的な改善に取り組み、より高いレベルでの情報管理体制を構築して参ります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第7期	平成25年度 第8期	平成26年度 第9期	平成27年度 (当期)第10期
売上高	172,397 千円	335,374 千円	545,186 千円	919,933 千円
経常利益	35,000 千円	94,396 千円	164,159 千円	345,422 千円
当期純利益	21,350 千円	63,969 千円	99,609 千円	210,634 千円
1株当たり当期純利益	3.56 円	10.66 円	16.60 円	32.48 円
総資産	115,339 千円	214,508 千円	383,345 千円	1,913,162 千円
純資産	80,510 千円	144,479 千円	244,089 千円	1,694,424 千円

(注) 当社は、平成24年11月6日付及び平成26年8月13日付でそれぞれ株式1株につき50株の割合で株式分割を、平成27年3月7日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成27年9月1日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業内容

事業	主要サービス
インターネットメディア事業	地域情報口コミサイト「エキテン」の企画・運営

(7) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都品川区

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	19名（増）	29歳5ヶ月	1年10ヶ月

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

2. 従業員が前期末に比較して増加した主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(9) 主要な借入先

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成27年4月30日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,490,000株

(3) 株主数 1,127名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高 島 靖雄	981,000 株	39.39 %
株式会社ティーエーケー	399,000	16.02
高 島 昭雄	340,000	13.65
田 中 誠	80,000	3.21
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	69,000	2.77
株式会社SBI証券	54,700	2.19
NOMURA INTERNATIONAL PLC LONDON SECURITY LENDING	49,300	1.97
日本証券金融株式会社	45,500	1.82
カブドットコム証券株式会社	28,600	1.14
資産管理サービス信託銀行株式 会社（証券投資信託口）	16,700	0.67

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が1,800,000株増加しております。
- ②平成27年3月7日付の株式分割に伴い、同日をもって当社定款を変更し、発行可能株式総数を7,200,000株増加し、8,000,000株としております。
- ③平成27年4月28日を払込期日とし、公募により400,000株の新株式を発行しております。
- ④平成27年5月27日を払込期日とし、第三者割当により90,000株の新株式を発行しております。
- ⑤平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が4,980,000株増加しております。
- ⑥平成27年9月1日付の株式分割に伴い、同日をもって当社定款を変更し、発行可能株式総数を16,000,000株増加し、24,000,000株としております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成26年8月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ・新株予約権の行使価額 1個につき1,800円
- ・新株予約権の行使条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
 - ③権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ・新株予約権の行使期間 平成28年9月1日から平成36年7月31日まで
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	975個	9,750株	1名

(注)平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が975株から9,750株に変更になっております。

- (2) 当事業年度中に従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成26年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ・新株予約権の行使価額 1個につき4,100円

・新株予約権の行使条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

・新株予約権の行使期間

平成28年12月 1 日から平成36年10月31日まで

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	300個	3,000株	4名

(注)平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が300株から3,000株に変更になっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 畠 靖 雄	
取 締 役	高 畠 昭 雄	エキテン事業本部長
取 締 役	田 中 誠	新規事業開発部長
取 締 役	原 口 聡 史	コーポレートデザイン室長
取 締 役	武 内 智 裕	ユニファイド・サービス株式会社事業開発部部长
常 勤 監 査 役	工 藤 耕 二	
監 査 役	石 田 史 朗	株式会社リアルストーン代表取締役 石田税務会計事務所所長 株式会社現代エステート代表取締役
監 査 役	鎌 田 智	オープンテクノロジー株式会社監査役 鎌田法律事務所所長

- (注) 1. 当期中に就任した取締役は、次のとおりであります。
取締役 武内 智裕
取締役武内智裕氏は、平成27年2月18日開催の臨時株主総会において就任いたしました。
2. 当期中に就任した監査役は、次のとおりであります。
監査役 鎌田 智
監査役鎌田智氏は、平成26年11月27日開催の定時株主総会において就任いたしました。
3. 取締役武内智裕氏は、社外取締役であります。
4. 監査役工藤耕二氏、石田史朗氏及び鎌田智氏は、社外監査役であります。
5. 監査役工藤耕二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役石田史朗氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役鎌田智氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役武内智裕氏、監査役工藤耕二氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役	5 名	48,600千円
(うち社外取締役)	(1 名)	(1,350千円)
監 査 役	3 名	4,560千円
(うち社外監査役)	(3 名)	(4,560千円)
合計	8 名	53,160千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

- 取締役の報酬限度額は、平成25年11月28日開催の第8回定時株主総会において年額60,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- 監査役の報酬限度額は、平成25年11月28日開催の第8回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	武内 智裕	ユニファイド・サービス株式会社	事業開発部 部長	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
監査役	石田 史朗	株式会社リアルストーン 株式会社現代エステート	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		石田税務会計事務所	所長	
監査役	鎌田 智	オープンテクノロジー株式会社	監査役	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		鎌田法律事務所	所長	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	武内 智裕	就任後に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	工藤 耕二	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監視し、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	石田 史朗	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	鎌田 智	就任後に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	12,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の法令違反、適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定により、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に付議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる。
- ・コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、「リスク・コンプライアンス委員会」において、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に適宜報告する。
- ・「リスク・コンプライアンス委員会」はコンプライアンス体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
- ・コンプライアンスの状況について、内部監査を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報について、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
- ・個人情報を含む情報資産を適切に保護するための対策を実施し、情報資産の管理を徹底する。
- ・ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示に努めるとともに、経営の健全性と透明性を確保する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク・コンプライアンス委員会」はリスク管理全体を統括する組織として、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制の構築、整備を行う。
- ・不測の事態が発生した場合には速やかに「リスク・コンプライアンス委員会」を招集し、迅速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行う。
- ・中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度ごとの利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行する。

- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役（会）が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
 - ・監査役（会）の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役（会）の意見を尊重した上で行うものとし、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役（会）が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役（会）に報告する。
 - ・監査役は、定例重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができる。
- ⑦前記⑥の報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「内部通報規程」に従い、内部通報制度を整備するとともに、監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役職員に対して周知徹底する。
- ⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払う。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
 - ・監査役（会）は、会計監査人、内部監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して会社の内部統制状況を監視する。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行い、適切に「内部統制報告書」を作成・提出する。
- ・当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。

⑪反社会的勢力への対応

- ・関係規程、マニュアル等を整備し、コーポレートデザイン室を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進する。
- ・反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士など、外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①リスク・コンプライアンス委員会は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、提供するサービスの品質など、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議するとともに、コンプライアンス全般及び業務に直結する主要な社内規程、インサイダー取引や情報漏えい防止に関する研修に加え、内部通報制度の開始・周知等によりコンプライアンスの推進、実効性の確保に取り組んでおります。
- ②内部監査部門は、毎期、コンプライアンスについて各部門共通の監査項目として、監査役と連携して内部監査を実施し、モニタリングしております。
- ③取締役会において、取締役及び監査役全員出席のもと、重要業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、毎期、中期経営計画及び利益計画(予算)を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取り組んでおります。
- ④監査役は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や監査法人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査の実効性・効率性の確保を図るべく、会計監査人及び内部監査部門と監査上の重要な課題等について適宜情報・意見交換を行い、互いに連携して会社の内部統制状況を監視しております。
- ⑤コーポレートデザイン室は、反社会的勢力の排除を目的とした団体が主催するセミナーに参加し、その内容のフィードバック、周知徹底を図っております。また、同団体に入会して、反社会的勢力の動向を把握するなど、情報収集や警察・弁護士等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

貸 借 対 照 表

(平成27年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,878,509	流 動 負 債	212,098
現 金 及 び 預 金	1,679,230	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	107
売 掛 金	76,930	未 払 金	32,962
有 価 証 券	100,000	未 払 費 用	24,251
貯 蔵 品	356	未 払 法 人 税 等	117,727
前 払 費 用	7,761	未 払 消 費 税 等	32,697
繰 延 税 金 資 産	15,890	前 受 金	221
そ の 他	99	預 り 金	1,955
貸 倒 引 当 金	△1,759	ポ イ ン ト 引 当 金	2,176
固 定 資 産	34,653	固 定 負 債	6,639
有 形 固 定 資 産	11,000	資 産 除 去 債 務	6,639
建 物	12,676	負 債 合 計	218,738
工 具 器 具 備 品	2,796	純 資 産 の 部	
減 価 償 却 累 計 額	△4,472	株 主 資 本	1,694,424
無 形 固 定 資 産	10,265	資 本 金	639,850
ソ フ ト ウ ェ ア	10,265	資 本 剰 余 金	619,850
投 資 そ の 他 の 資 産	13,387	資 本 準 備 金	619,850
破 産 更 生 債 権 等	383	利 益 剰 余 金	434,724
敷 金 及 び 保 証 金	9,769	そ の 他 利 益 剰 余 金	434,724
繰 延 税 金 資 産	3,618	繰 越 利 益 剰 余 金	434,724
貸 倒 引 当 金	△383	純 資 産 合 計	1,694,424
資 産 合 計	1,913,162	負 債 純 資 産 合 計	1,913,162

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年 9 月 1 日から
平成27年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		919,933
売 上 原 価		67,447
売 上 総 利 益		852,485
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		497,892
営 業 利 益		354,593
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	169	
有 価 証 券 利 息	128	
違 約 金 収 入	2,112	
そ の 他	87	2,497
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
株 式 公 開 費 用	11,470	
そ の 他	192	11,668
経 常 利 益		345,422
税 引 前 当 期 純 利 益		345,422
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	145,162	
法 人 税 等 調 整 額	△10,374	134,787
当 期 純 利 益		210,634

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年 9 月 1 日から）
（平成27年 8 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純 資 産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	20,000	—	—	224,089	224,089	244,089	244,089
当期変動額							
新株の発行	619,850	619,850	619,850			1,239,700	1,239,700
当期純利益				210,634	210,634	210,634	210,634
当 期 変 動 額 合 計	619,850	619,850	619,850	210,634	210,634	1,450,334	1,450,334
当期末残高	639,850	619,850	619,850	434,724	434,724	1,694,424	1,694,424

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8～15年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

ユーザーに対するインセンティブとして付与したポイントの利用による換金に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,490,000株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 42,450株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	708千円
ポイント引当金	719千円
未払費用	6,928千円
資産除去債務	2,144千円
一括償却資産	1,873千円
減価償却超過額	1,032千円
未払事業税	7,660千円
繰延税金資産小計	21,067千円
評価性引当金	－千円
繰延税金資産合計	21,067千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	1,559千円
繰延税金負債合計	1,559千円
繰延税金資産の純額	19,508千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

上場に際して行われた公募増資の結果、当事業年度において資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなりました。

また、平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が公布され、平成27年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

これらに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、前事業年度の37.1%から、平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2,446千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れによる方針であります。一時的な余資の運用につきましては、安全性の高い短期の金融資産に限定して運用を行なう方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び破産更生債権等、敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の規程に従い、事業部門とコーポレートデザイン室が連携して、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券は合同運用の金銭信託であり、預金と同様の性格を有するものであります。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、未払金及び未払費用は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、各部署からの報告に基づきコーポレートデザイン室が月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。長期借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であります。これらの債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、各部署からの報告に基づきコーポレートデザイン室が月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,679,230	1,679,230	—
(2) 売掛金	76,930		
貸倒引当金（※１）	△1,759		
	75,171	75,171	—
(3) 有価証券	100,000	100,000	—
(4) 破産更生債権等	383		
貸倒引当金（※１）	△383		
	—	—	—
(5) 敷金及び保証金	9,769	9,510	△259
資産計	1,864,171	1,863,912	△259
(1) 未払金	32,962	32,962	—
(2) 未払費用	24,251	24,251	—
(3) 未払法人税等	117,727	117,727	—
(4) 未払消費税等	32,697	32,697	—
(5) 預り金	1,955	1,955	—
(6) 長期借入金（※２）	107	106	△0
負債計	209,701	209,700	△0

(※１) 売掛金及び破産更生債権等については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※２) 流動負債の１年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等は回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積った敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、並びに(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,679,230	—	—	—
売掛金	76,930	—	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	100,000	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	9,769	—
合計	1,856,161	—	9,769	—

(注) 破産更生債権等(貸借対照表計上額383千円)については、償還予定が明確に確定できないため、記載しておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	107	—	—	—	—	—
合計	107	—	—	—	—	—

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 226円83銭

1 株当たり当期純利益金額 32円48銭

(注) 当社は、平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行なっております。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に当該分割をしたと仮定して算定しています。

重要な後発事象に関する注記

株式分割

当社は平成27年8月13日開催の取締役会決議に基づき、平成27年9月1日付で、以下のとおり株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、より投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成27年8月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式の分割前の発行済株式総数 2,490,000株

株式の分割により増加した株式数 4,980,000株

株式の分割後の発行済株式総数 7,470,000株

(3) 分割の日程

効力発生日 平成27年9月1日

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して「1株当たり情報に関する注記」に反映しております。

その他の注記

特記事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年10月16日

株式会社デザインワン・ジャパン
取締役会御中

有限責任監査法人	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 片岡久依 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中塚 亨 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デザインワン・ジャパンの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、当社は平成27年8月13日開催の取締役会決議に基づき、平成27年9月1日付で、株式分割を行っております。

平成27年10月22日

株式会社デザインワン・ジャパン 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 工 藤 耕 二 ㊞

社外監査役 石 田 史 朗 ㊞

社外監査役 鎌 田 智 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により、責任限定契約の締結対象が拡大されたことに伴い、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任免除の規定につき所要の変更を行うものであります。

なお、定款第31条（取締役の責任免除）の変更につきましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第31条 （省略） 2. 当会社は、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 （監査役の責任免除） 第42条 （省略） 2. 当会社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第31条 （現行どおり） 2. 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 （監査役の責任免除） 第42条 （現行どおり） 2. 当会社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
たかぎともひろ 高木友博 (昭和29年6月8日生)	昭和63年10月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 平成12年4月 明治大学理工学部情報科学科 教授（現任） 平成16年4月 カリフォルニア大学バークレー校 コンピュータサイエンス学科 客員研究員 平成16年4月 日本学術振興会学術システム研究センター 専門委員 平成27年8月 株式会社Faber Company 顧問（現任）	—

(注) 1. 候補者高木友博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 高木友博氏は社外取締役候補者であります。

なお、高木友博氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

3. 高木友博氏につきましては、明治大学理工学部情報科学科教授としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、高木友博氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、明治大学理工学部情報科学科教授としての豊富な経験と幅広い見識を有することから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

4. 高木友博氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

5. 高木友博氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

6. 高木友博氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

7. 高木友博氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

8. 当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条第2項において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である高木友博氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を行ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第 3 号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年11月28日開催の第8回定時株主総会において年額60,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の業績の動向や取締役の増員、経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額15,000千円以内）と変更させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

《会場ご案内図》

東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階

大崎ブライトコアホール
OSAKI BRIGHT CORE HALL

電話 (03) 3564-1542



◎ J R 山手線、J R 湘南新宿ライン、J R 埼京線、りんかい線「大崎駅」下車
南改札口より新東口へ進み徒歩8分

※会場手前にある大崎ブライトタワーとお間違えのないようご注意ください。